

児童手当制度のご案内【令和6年10月分から】



1. 支給対象

高校生年代まで（18歳の誕生日後、最初の3月31日まで）の子を養育している父母のうち、生計の中心者（原則、所得の高い方）

2. 支給額

児童の年齢	手当額（1人あたり月額）	
	第1子・第2子	第3子以降 ※2
0～2歳	15,000円	30,000円
3歳～18歳（高校生年代） ※1	10,000円	

※1 …3歳到達の翌月分～18歳の誕生日後最初の3月分まで

※2 …0～22歳になる年度末までの子の人数をカウントし、上から3番目以降で0～18歳になる年度末までの子をいいます。

3. 支給時期・受給口座

偶数月の各月10日にそれぞれの前2か月分を支給します。

定期払支給日	対象月
2月10日	12月分～1月分
4月10日	2月分～3月分
6月10日	4月分～5月分
8月10日	6月分～7月分
10月10日	8月分～9月分
12月10日	10月分～11月分



- 児童手当の受給口座は、受給者本人名義の普通預金口座のみ指定できます。
- 受給者本人の公金受取口座を指定することもできます。（マイナポータル等で口座登録しておく必要があります。）
- 支給日が土日祝の場合は、直前の平日が支給日になります。
- 定期払までに転出等により手当の支給が終了する場合は、随時払を行います。

4. 認定請求

（新たに児童手当を受けようとするとき）

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村へ「認定請求書」を提出することが必要です。

市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分から手当を支給します。

【認定請求に必要な添付（提示）書類】（例）

- ・手続きをされる方の本人確認書類（運転免許証など）
- ・請求者名義の金融機関の口座番号がわかるもの（公金受取口座以外の口座を指定する場合）
- ・請求者の健康保険証（児童が3歳未満の方のみ）
- ・児童や配偶者が市外で別居している場合、個人番号の記載が必要です。
- ・その他、必要に応じ書類提出（提示）を求める場合があります。

5. 其他のおもな手続き

○額改定の届出（手当の増額または減額）

- ・第2子以降の出生等により児童が増えたとき、あるいは減ったとき
- ・第3子以降のカウント対象の子が増えたとき

○受給事由消滅の届出

- ・受給者が転出するとき（海外への転出を含む）
- ・受給者または配偶者が公務員になったとき 等

○別居監護の申立

- ・児童手当の受給者と別居する児童を引き続き監護（養育）するとき

○住所等変更の届出

- ・別居していた配偶者・児童と同居するとき
- ・配偶者を有するに至ったとき、または配偶者がいなくなったとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき

○監護相当・生計費の確認（第3子以降の手当額認定）

- ・18歳になる年度末～22歳になる年度末まで（高校卒業～大学生代）の子を第3子以降のカウント対象とするとき

6. 児童手当制度で適用されるルール

- ・原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になりません）。
- ・父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方へ優先的に支給します。
- ・父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。
- ・児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
- ・児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

7. 申請は、出生や転入から15日以内に！

児童手当は、原則として申請した月の翌月分から支給します。支給事由発生日（出生日や転入した日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても支給事由発生日の翌日から15日以内であれば、申請した月分から手当を支給します。

申請が遅くなると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

- ・お子さんが生まれたとき
出生日の翌日から15日以内に、お住まいの市区町村へ申請が必要です。
- ・他の市区町村へ住所が変わったとき
転出予定日の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です。



お問い合わせ

出雲市子ども未来部 子ども政策課

電話：0853-21-6963 FAX：0853-21-6413

申請書類の提出は、各行政センター市民サービス課でも受け付けます。

出雲市ホームページ
(児童手当)



8. 受給者が公務員の場合

公務員は所属庁（勤務先）から児童手当が支給されます。以下の場合には、その翌日から15日以内に市区町村と勤務先へ届出・申請をしてください。

- ・公務員になったとき
- ・退職等により公務員でなくなったとき
- ・勤務先の官署に変更があったとき（勤務先のみ）

9. 引き続き手当を受けるための手続き（現況届）

毎年6月に、児童の養育状況や手当額等の審査を行います。以下に該当する人は、6月1日時点のお子さんの養育状況等を届け出る「現況届」の提出が必要です。

届出が必要な方へは市からご案内をお送りします。

- ・第3子以降のカウント対象とした高校卒業～大学生年代の子が学生以外（就業中、その他）の方
- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が出雲市と異なる方
- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・法人である未成年後見人、施設・里親の受給者の方
- ・その他、出雲市から提出の案内があった方

10. 学校給食費等の申出徴収

出雲市では、保育所保育料、幼稚園保育料、幼稚園預かり保育料、児童クラブ保護者負担金、学校給食費について、受給者からの申出により児童手当からの徴収を行います。

児童手当からの徴収については、各担当課へご相談ください。

- ・保育所保育料等 保育幼稚園課
- ・児童クラブ保護者負担金 子ども政策課（児童クラブ係）
- ・学校給食費 学校給食課

